

(地Ⅲ 3 4 F)

平成17年5月30日



都道府県医師会・郡市区医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の
差し控えに係る説明書及び同意書の取り扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えにつきましては、平成17年5月30日付（地Ⅲ 3 4 F）をもってお送りいたしました。

今般、定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えに係る説明書及び同意書の取り扱いについて、厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県衛生主管部局予防接種担当課長に対し、事務連絡がなされました。

本件は、今回の措置の内容が予防接種を実施する医師に周知・到達する前に、既に接種が完了した定期の予防接種につきましては、説明書及び同意書を改めて交付・徴収することを義務づけるものではないとするものであります。

つきましては、本事務連絡をお送りいたしますので、貴会におきましても本件についてご了知いただき、貴会管下医療機関に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





事務連絡
平成17年5月30日

各都道府県衛生主管部局
予防接種担当課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課

定期予防接種における日本脳炎ワクチンの積極的勧奨の
差し控えに係る説明書及び同意書の取扱いについて

「定期予防接種における日本脳炎ワクチンの積極的勧奨の差し控えに係る「Q & A」の送付について」の別添資料の「説明書」及び「同意書」については、貴管下市町村及び予防接種を実施する医師に周知していただいているところですが、今回の措置の内容が周知・到達する前に、既に接種が完了した定期の予防接種については、説明書及び同意書を改めて交付・徴収することを義務づけるものではないので、念のため申し添えます。